協力雇用主に対する アンケート調査

アンケート調査結果サマリー (概要)

平成31年3月

法務省保護局

調査概要

1 調査の目的

平成29年12月に閣議決定された「再犯防止推進計画」において、協力雇用主の活動に対する支援の充実が盛り込まれたことを踏まえ、協力雇用主の実情、ニーズ等を把握し、支援を充実強化することを目的として、アンケート調査を実施したもの。

2 調査の概要

(1) 調査対象

平成30年4月1日現在で保護観察所に登録されている事業所から抽出された1,000社の協力 雇用主のうち、雇用実績あり群200社、無作為抽出群800社。

(抽出方法)

全国の保護観察所ごとの登録社数の構成比によりランダムに抽出した。

(2) 調査方法

協力雇用主にアンケート票を郵送し、協力雇用主が記入後、回収用専用封筒でアンケート集計業者へ直接返送した。

(3) 調査期間

平成30年8月20日~同年9月28日

(4) 有効回収数

603票(回収率60.3%)

3 調査結果の分析・考察

(1) 新規協力雇用主の拡大

協力雇用主になったきっかけとして最も多かったのは、「犯罪や非行少年の立ち直りに貢献したかったから」であることから、今後、幅広く協力雇用主を拡大していくためには、協力雇用主の社会的意義を強調することが効果的といえる。

(2) 実際に雇用する協力雇用主の拡大

ほとんどの協力雇用主が雇用する意思があることから、実際に雇用する協力雇用主を増やすためには、更生を促せるよう対象者と協力雇用主のマッチングを図りつつ、保護観察所が積極的に雇用を依頼することが必要である。また、協力雇用主からの経済的支援のニーズは高く、実際に奨励金を活用した協力雇用主の9割弱が奨励金制度は有効と評価していることから、実雇用の拡大に当たっては、奨励金を効果的に活用していくことも重要である。

(3) 雇用後のフォローアップ

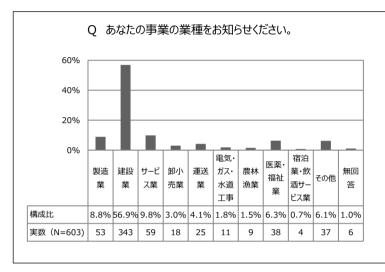
雇用した対象者のおよそ5割が、無断欠勤、意欲の乏しさ、人間関係のトラブルといった就労上の問題を抱えており、実際、雇用してもおよそ5割が半年以内に辞めていることから、就労を継続させていくためには、対象者及び協力雇用主双方に対する継続的な訪問・指導等のフォローアップが必要である。

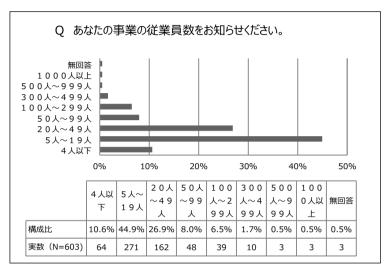
(4) 住居の確保

協力雇用主のおよそ5割が対象者のために住居を準備したことがあり、住居を確保できない者を雇用しようとする協力雇用主に対する支援の充実も必要である。

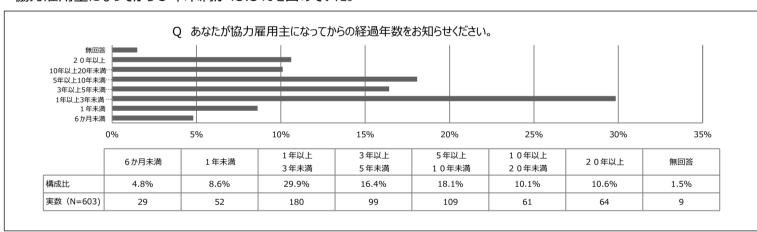
①協力雇用主のプロフィール

業種の内訳は、建設業が最も高く(56.9%)、次いで、サービス業(9.8%)、製造業(8.8%)の順に高かった。また、従業員数は49人以下が82.4%を占めていた。

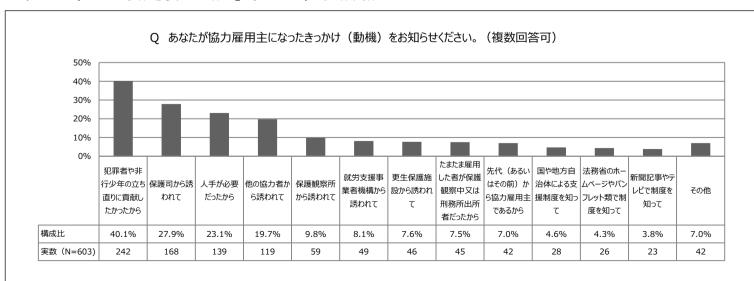




協力雇用主になってから3年未満が43.3%を占めていた。



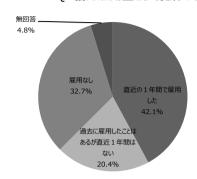
協力雇用主になったきっかけは、「犯罪者や非行少年の立ち直りに貢献したかったから」(40.1%)、「保護司から誘われて」(27.9%)、「人手が必要だったから」(23.1%)などが高かった。



②雇用の実情について

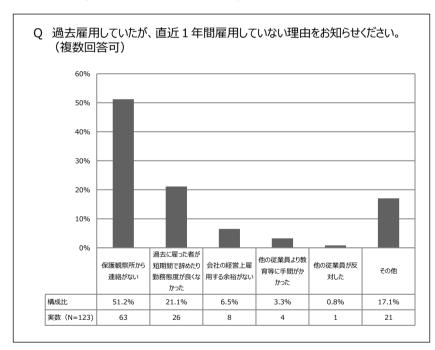
犯罪や非行をした人を雇用した経験のある協力雇用主は62.5%だった。

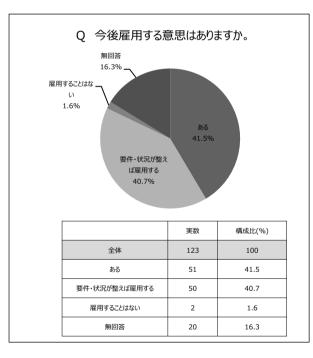
Q 協力雇用主として犯罪や非行をした人を雇用した経験の有無をお知らせください。



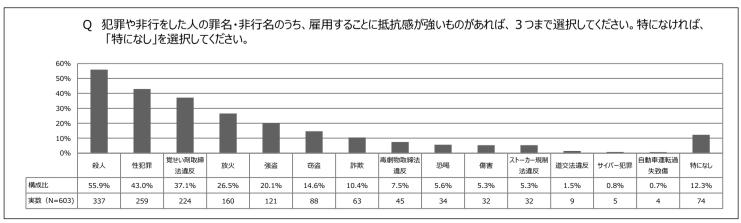
	実数	構成比(%)
全体	603	100
直近の1年間で雇用した	254	42.1
過去に雇用したことがあるが直近 1 年間はない	123	20.4
雇用なし	197	32.7
無回答	29	4.8

雇用経験はあるものの、直近1年間雇用していない理由として最も高かったのは、「保護観察所から連絡がない」 (51.2%) だった。一方で、そうした協力雇用主のほぼ全てが今後雇用する意思があると回答していた。

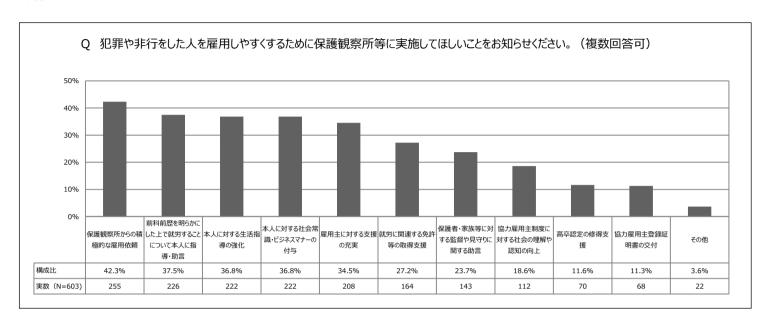




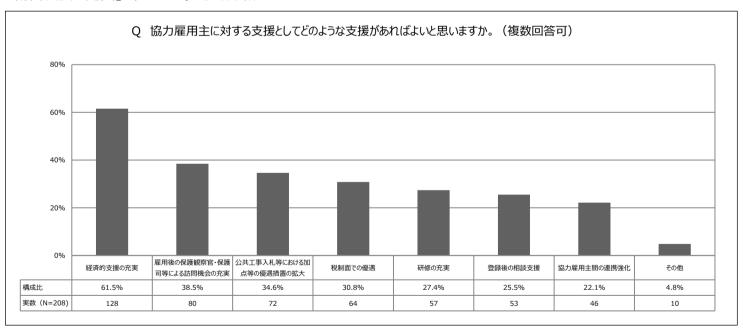
雇用することに抵抗感が強い罪名は、「殺人」(55.9%)、「性犯罪」(43.0%)、「覚せい剤取締法違反」(37.1%)の順に高かった。



犯罪や非行をした人を雇用しやすくするために保護観察所等に実施してほしいことは、「保護観察所からの積極的な雇用依頼」(42.3%)、「前科等を明らかにした上で就労することについて本人に指導・助言」(37.5%)、「本人に対する生活指導の強化」、「社会常識・ビジネスマナーの付与」(ともに36.8%)、「雇用主に対する支援の充実」(34.5%)などが高かった。

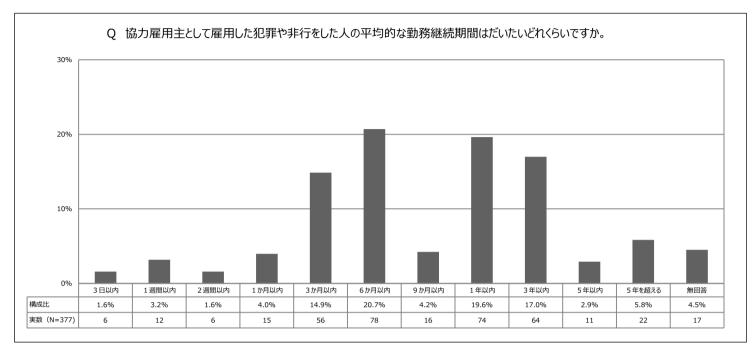


協力雇用主に対する支援として望むものは、「経済的支援の充実」(61.5%)、「雇用後の保護観察官・保護司等による訪問機会の充実」(38.5%)などが高かった。

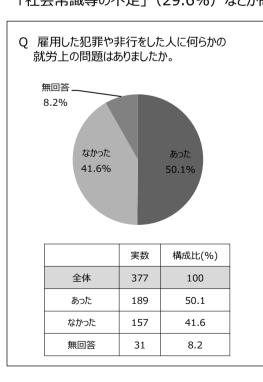


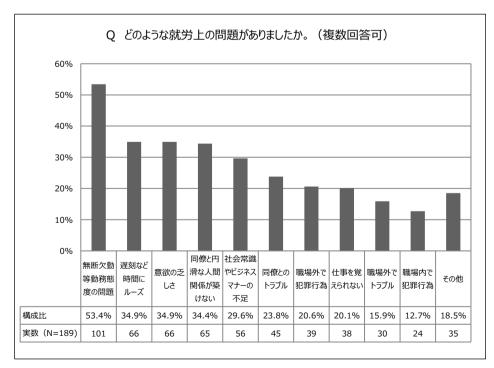
③雇用した対象者について

協力雇用主として犯罪や非行をした人を雇用しても、およそ5割が半年以内に辞めていた。



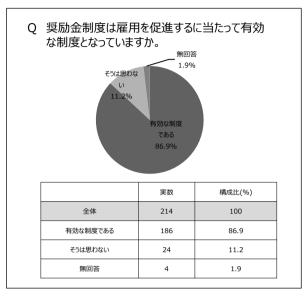
犯罪や非行をした人を雇用した場合、およそ5割が就労上の問題があったと回答していた。問題の内容は、「無断欠勤等の勤務態度の問題」(53.4%)、「遅刻など時間にルーズ」、「意欲の乏しさ」(ともに34.9%)、「人間関係」(34.4%)、「社会常識等の不足」(29.6%)などが高かった。

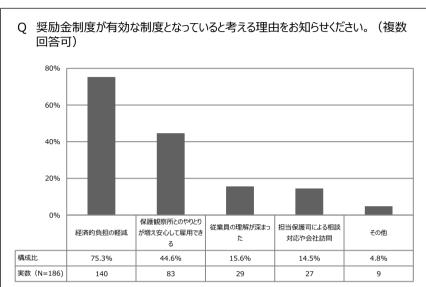




④奨励金制度について

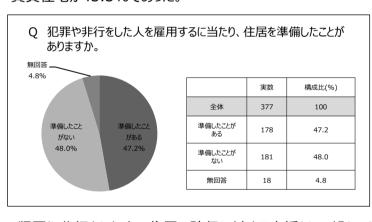
奨励金を活用したことのある協力雇用主の86.9%が「奨励金は有効な制度である」と回答していた。また、その理由としては、「経済的負担の軽減」(75.3%)、「保護観察所とのやりとりが増え安心して雇用できる」(44.6%)などが高かった。

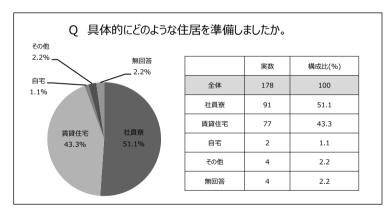




⑤住居の確保について

犯罪や非行をした人を雇用するに当たり、およそ5割の協力雇用主が住居を準備したことがあり、その内訳は社員寮が51.1%、賃貸住宅が43.3%であった。





犯罪や非行をした人の住居の確保に対する支援として望むこととしては、「入居後の見守りや生活支援」(50.9%)、「住居を提供する者に対する経済的支援」(44.8%)、「住居契約の際の身元保証人による補償」(41.1%)が高かった。

